

## 議案第 17 号

### 日出町漁港管理条例の一部改正について

日出町漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

### 日出町漁港管理条例の一部を改正する条例

第 1 条 日出町漁港管理条例（昭和 48 年日出町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 号中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 4 条第 2 項の規定による承認」を「第 4 条第 1 項の承認」に改める。

第 17 条第 1 号中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第 19 条中「第 14 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改める。

別表第 1 使用料の部旅客上屋の項を削る。

第 2 条 日出町漁港管理条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「碇泊」を「、停泊」に、「けい留（以下「停けい泊」という。）しては」を「係留をしては」に改める。

第 20 条中「規則」を「、規則」に改め、同条を第 26 条とする。

第 19 条中「詐欺」を「偽り」に、「第 11 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改め、同条を第 25 条とする。

第 18 条の見出しを削り、同条中「する金額」の次に「（当該 5 倍に相当す

る金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)」を加え、同条を第24条とする。

第17条の見出しを削り、同条第4号中「第7条第3項、第9条第1項又は第12条第1項」を「第7条、第8条第3項、第10条第1項、第11条第1項、第12条、第13条又は第18条第1項」に改め、同条第5号中「第13条」を「第19条」に、「第14条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第23条とし、同条の前に見出しとして「(過料)」を付する。

第16条の見出し中「委託」を「代行」に改め、同条第1項中「町長は、」の次に「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するものに」を加え、「町長が認める公共団体又は公共的団体に委託する」を「行わせる」に改め、同条第2項中「委託について」を「管理の基準及び業務の範囲その他」に改め、同条を第22条とする。

第15条中「届出る」を「届け出る」に、「町長の」を「、町長の」に、「これを」を「、これを」に改め、同条ただし書中「自己」を「その者」に、「ではない」を「でない」に改め、同条を第21条とする。

第14条第1項中「この条例の規定により許可又は承認」を「第4条第1項の承認又は第10条第1項若しくは第11条第1項の許可」に改め、同条を第20条とする。

第13条中「又は行為」を「、又は行為」に、「若しくは原状の回復等」を「又は現状の回復」に改め、同条第1号中「又は第9条第1項」を「、第10条第1項又は第11条第1項」に改め、同条第2号中「第9条第1項の」を「第10条第2項又は第11条第2項の規定により」に、「付した」を「付された」に改め、同条第3号中「第9条第1項の規定による許可」を「第10条第1項若しくは第11条第1項の許可」に改め、同条を第19条とする。

第12条第1項中「その旨」を「、その旨」に改め、同条を第18条とする。

第11条の見出しを「(土砂採取料等)」に改め、同条を第15条とし、同

条の次に次の２条を加える。

（督促）

第１６条 町長は、使用料等及び土砂採取料等を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後２０日以内に督促状を発しなければならない。

２ 前項の督促状に指定する納期限は、督促状を発した日から２０日以内とする。

３ 町長は、第１項に規定する督促状を発した場合は、督促状１通について１００円の督促手数料を徴収する。

（延滞金）

第１７条 町長は、前条第１項の規定により督促したときは、当該使用料等及び土砂採取料等の納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年１４．６パーセント（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

２ 前項に規定する年当たりの割合は、閏<sup>じゅん</sup>年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

第１０条第１項中「第８条の」を「第９条の規定による」に、「前条第１項」を「第１０条第１項若しくは第１１条第１項」に改め、同項ただし書中「この」を「、この」に改め、同条を第１４条とする。

第９条第３項中「占用期間」を「規定による占用の期間」に、「１月（工作物の設置を目的とする占用にあつては３年）」を「１０年」に改め、同項ただし書中「ではない」を「でない」に改め、同条を第１０条とし、同条の次に次の３条を加える。

（使用の許可等）

第１１条 甲種漁港施設（法第３９条第５項の規定により町長が指定する区域内に存する施設に限る。次条において同じ。）のうち町長が告示により指定する施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に当たり必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による使用の期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第12条 漁船以外の船舶(規則で定めるものを除く。)を漁港の区域(法第39条第5項の規定により町長が指定する区域に限る。)内に係留し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第1項の規定により町長が指定する施設を使用しなければならない。

(権利の移転の制限)

第13条 第10条第1項又は第11条第1項の許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

第8条中「を除く。)を使用しようとする者」を「及び第11条第1項の規定により町長が指定する施設を除く。)を当該施設の目的(法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。)に従い利用しようとする者(第12条の規定により施設を使用する者を除く。)」に改め、同条後段中「甲種漁港施設」を「、甲種漁港施設」に、「輸送施設」の次に「及び漁港環境整備施設」を加え、同条を第9条とする。

第7条第2項中「漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物(以下「漁獲物等」という。)」を「漁獲物等」に改め、同条第3項中「終了後」を「陸揚又は船積の終了後」に、「のうえ第1項の」を「の上第1項の規定による」に改め、同項ただし書中「町長において」を「町長が」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(係留施設における行為の制限)

第7条 甲種漁港施設のうち係留施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 船舶の係留に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件を係留すること。

(2) 漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物(以下「漁獲物等」と

いう。)の陸揚又は船積以外の目的でみだりに船舶を横づけすること。

(3) 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第17条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が、年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

別表第1中「第10条関係」を「第14条関係」に改め、同表使用料の部岸壁の項中「岸壁」の次に「(係留指定施設を除く。)」を加え、同項備考の欄中「免除する」を「無料とする」に改め、同項の次に次のように加える。

|        |              |      |        |                                                           |
|--------|--------------|------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 係留指定施設 | 船長5メートル未満の船舶 | 1月1隻 | 1,750円 | 1 公用船、漁船、救助船及び避難船については、無料とする。<br>2 定期船については、金額の欄の額の半額とする。 |
|        | 船長5メートル以上の船舶 | 1月1隻 | 2,600円 | 3 「係留指定施設」とは、係留施設のうち第11条第1項の                              |

|  |  |  |  |                  |
|--|--|--|--|------------------|
|  |  |  |  | 規定により指定されたものをいう。 |
|--|--|--|--|------------------|

別表第1の注1中「月割り」を「月割」に改める。

別表第2中「第11条関係」を「第15条関係」に、「礫」を「<sup>れき</sup>礫」に、「栗石」を「<sup>くり</sup>栗石」に改める。

別表第3中「第11条関係」を「第15条関係」に、「係留用杭」を「係留<sup>くい</sup>用杭」に改め、同表の注1中「月割り」を「月割」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに次項及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

### (施行前の準備)

- 2 第2条の規定による改正後の日出町漁港管理条例(以下「新条例」という。)第11条第1項の規定による指定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

### (使用の許可に関する経過措置)

- 3 町長は、施行日前においても、新条例第11条第1項の許可を受けようとする者に対して、同条の例によりその許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同項の許可を受けたものとみなす。

### (使用料に関する経過措置)

- 4 前項の規定により許可を受けたものとみなされる者に対する新条例別表第1に規定する係留指定施設(町長が告示により指定するものに限る。)に係る船長5メートル以上の船舶に対する使用料は、施行日から令和7年3月31日までの間は、同表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

| 期間                       | 金額     |
|--------------------------|--------|
| 施行日から令和４年３月３１日までの期間      | １，８００円 |
| 令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの期間 | ２，０００円 |
| 令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの期間 | ２，２００円 |
| 令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの期間 | ２，４００円 |

（過料に関する経過措置）

- ５ この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

#### 理 由

漁港の係留施設の使用を許可制とし、使用料を徴収することとしたいので、条例を改正するために提出する。